

PTA 規約新旧対照表

令和 8 年 1 月 31 日運営委員会

【現 行】

第 1 章 名称・事務所

第 1 条 この会は平井南小学校 PTA といい、事務所を江戸川区立平井南小学校（東京都江戸川区平井 5-3-11 ※仮校舎住所）に置く。

第 2 章 目的及び活動

第 2 条 この会は保護者と学校が協力して健全な児童を育成することを目的とする。

第 3 条 この会は前条の目的を実現するために、次のような活動をする。

1. よい保護者、よい教師となるための勉強をする。
2. 家庭と学校とが緊密に連絡して児童の生活指導と、教育的社會環境を整える。
3. 会員の相互の親睦を図り、文化の向上につとめる。
4. 児童の福祉を増進する。

第 3 章 方針

第 4 条 この会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に沿って活動する。

1. 特定の政党、宗教に偏ることなく、専ら営利を目的とする行為は行わない。
2. 教育を本旨とする他の団体及び機関と協力する。
3. 学校の人事管理に干渉しない。

第 4 章 会員

第 5 条 この会の会員は次のとおりとする。

1. 本校に在籍する児童の保護者、又はこれに代わるもの。
2. 本校に在籍する職員。
3. その他特別会員はこの会の目的に賛同し、運営委員会の決定によるもの。

第 6 条 会員は会費を納めるものとする。

1. PTA 運営に必要な経費を会費とし、各自分担する。
2. 会費は年額、第 1 子 3000 円、第 2 子 1000 円、第 3 子以降 0 円とする。
3. 転入生の会費は、転入月の 15 日までは当該月から、16 日以降は翌月から請求する。

※（令和 6 年 1 月改正）

第 7 条 会員は全て平等の義務と権利を有する。

第 5 章 会計

第 8 条 この会の経費は会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

第 9 条 この会の経費は総会で承認された予算に基づいて行われる。

第 10 条 この会の決算は会計監査を経て総会で報告され、承認を得なければならない。

第 11 条 この会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。（4 月中に総会が開けない時は、総会までの経費については運営委員会の決定によって前年同期の予算を受け継ぐ。）

【変 更 案】

第 1 章 名称・事務所

第 1 条 この会は平井南小学校 PTA といい、事務所を江戸川区立平井南小学校（東京都江戸川区平井 5 丁目 3 番 11 号 ※仮校舎住所）に置く。

第 2 章 目的及び活動

第 2 条 この会は保護者と学校が協力して健全な児童を育成することを目的とする。

第 3 条 この会は前条の目的を実現するために、次のような活動をする。

1. よい保護者、よい教師となるための勉強をする。
2. 家庭と学校とが緊密に連絡して児童の生活指導と、教育的社會環境を整える。
3. 会員の相互の親睦を図り、文化の向上につとめる。
4. 児童の福祉を増進する。

第 3 章 方針

第 4 条 この会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に沿って活動する。

1. 特定の政党、宗教に偏ることなく、専ら営利を目的とする行為は行わない。
2. 教育を本旨とする他の団体及び機関と協力する。
3. 学校の人事管理に干渉しない。

第 4 章 会員

第 5 条 この会の会員は次のとおりとする。

1. 本校に在籍する児童の保護者、又はこれに代わる者。
2. 本校に在籍する職員。
3. その他特別会員はこの会の目的に賛同し、運営委員会の決定によるもの。

第 6 条

この会の会員は次のとおりとする。

1. 本校に在籍する児童の保護者、又はこれに代わる者。

【現 行】

第6章 役員

- 第12条 この会の役員は次の通りで兼任は認めない。
- ・会長 1名 (保護者)
 - ・相談役 1名 (学校長)
 - ・副会長 若干名 (保護者から 2名以上、学校から 1名)
 - ・会計 若干名 (保護者から 2名以上、学校から 1名)
 - ・書記 若干名 (保護者から 2名以上)
- ※ (令和6年1月改正)
- 第13条 役員の任期は2ヵ年とする。又、学校選出の役員に限り規定しない。
(任期は女性役員のみ適応とする。)
- 第14条 役員の職務は次のとおりとする。
1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
 2. 副会長は会長を補佐し、本会の常務を掌りし、会長不在の場合にはその職務を代行する。又、各専門部委員の活動を調整するとともに、どの専門部委員にも属さない事柄を担当する。
 3. 会計は金銭の收支を明確にし、年 2回、会計監査委員会の監査を経て、総会で決算を報告する。
 4. 書記は総会運営委員会及び全体委員会の議事を正確に記録し、各種会合について通知する。
- 第15条 この会は運営委員会の推薦によって、顧問を置くことができる。
- 第16条 選出方法
- 原則、毎年新二年生、新四年生 (保護者) より各 3名選出する。
(しかし、担い手が定員に満たない場合、新六年生以外から選出することができる。) 但し、男性副会長及び会計監査はこれに含まれない。
- ※ (令和3年2月改正)

第7章 会計監査委員

- 第17条 この会の経理を監査するために2名の会計監査委員を置く。
- 第18条 会計監査委員は総会において承認される。
- 第19条 会計監査委員は必要に応じ臨時会計監査を行うことができる。
- 第20条 会計監査委員の任期は1ヵ年とする。ただし再任を妨げない。

第8章 委員及び専門部

- 第21条 この会に次の委員を置く。
1. 学級委員長 各学級から 1名選出され、学級活動の運営処理にあたる。
 2. 学年委員長 学年毎に学級長の中から 1名が互選され学年活動の運営処理にあたる。
 3. 専門部委員 各部門は委員の中から部長 1名、副部長若干名が選出され、部の活動の運営処理にあたる。
- (1) 成人教育部 各学級より 1名の選出された委員をもって構成し、全会員の親睦を図り、各種講習会及び体育健康増進等の活動をする。
- (2) 広報部 各学級より 1名の選出された委員をもって構成し、会報を発行してこの会の活動を全会員に知らせ、この会の促進を図る活動をする。
- (3) 校外指導部 各学級より 1名の選出された委員をもって構成し、児童の校外生活指導と社会環境の浄化を図る活動をする。

【変 更 案】

- 第12条 この会の役員は次の通りで兼任は認めない。
- 1. 会長 1名 (保護者又はそれに代わるもの)
 - 2. 相談役 1名 (学校長)
 - 3. 副会長 11名程度 (内、学校から 1名)
 - 4. 会計 5名程度 (内、学校から 1名)

- 第14条 役員の職務は次のとおりとする。

2. 副会長は会長を補佐し、本会の常務を掌理し、会長不在の場合にはその職務を代行する。

4. 削除

- 第15条 この会は役員会の推薦によって、顧問を置くことができる。

- 第16条 選出方法

- 各学年の保護者より年 1～2回希望者を募り、都度臨時総会を開催し選出する。 但し、会計監査はこれに含まれない。

※ (令和3年2月改正) 削除

- 第17条 この会の経理を監査するために3名 (内、学校から 1名)の会計監査委員を置く。

第8章 委員及び専門部 削除、以下章繰り下げ

- 第21条 削除

【現 行】

4. 対策委員会 特定の目的において立ち上げ活動をする。

第9章 会議

第22条 この会は次の会議をもつ。

1. 総会

- (1) 総会は全会員によって構成され、この会の最高決議機関である。
- (2) 総会は会員の現在数の委任状を含め4分の1以上の定数を満たさないとその議事を開き議決することができない。
- (3) 総会には定期総会と臨時総会がある。
- (4) 定期総会は4月又は5月に開催する。
- (5) 臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、又は会員の10分の1以上の要求があったとき開催する。

2. 役員会

- (1) 役員会は、役員および会計監査で構成する。
- (2) 役員会は、総会の議案作成、規約改正案、細則の改正、収支予算案、その他重要事項の審議にあたる。

3. 運営委員会

- (1) 運営委員会は本規約に定める会長、副会長、会計監査委員会専門部委員会の権限以外の事務を処理し、かつ専門部委員会の連絡調整を図り、総会に提出する議案を調整する決議機関である。
- (2) 役員、学年委員長、専門部長、校長、及び職員代表を持って構成する。
- (3) 運営委員会は月例とする。(但し学校側と協議し、議題が無い場合は例外とする。) また構成員の4分の1以上の要求があったときにも開催する。

※(令和3年2月改正)

- (4) 運営委員会は構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

4. 全体委員会

- (1) 全体委員とは、学級委員、専門部委員、運営委員とする。
- (2) 全体委員会は会長が必要と認めたとき、又は構成員の5分の1以上の要求があったとき開催する。
- (3) 全体委員の5分の1以上の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。

5. 学年集会…学年集会は保護者と教師が学年単位に話し合える会とする。

6. 学年委員長会…学年委員長会は全学年を通じての共通の問題を処理調整する。

7. 学級集会…学級集会は保護者と教師が話し合える会とする

8. 学級委員会…学級委員会は当該学年についての問題を処理調整する。

9. 対策委員会

- (1) 臨時に必要なある事項について審議処理し、その任務終了と共に解散する。
- (2) 委員の3分の2以上の出席が無ければその議事を開き議決することができない。

第23条 会議はすべて会長又は当該部長、委員長がこれを招集する。

第24条 会議は出席者の過半数を持って決議とする。ただし、委任状には決議権はないものとする。

第10章 附則

第25条 この規約での3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。改正案は総会開催の少なくとも1週間前に全会員に

【変 更 案】

第8章 会議

第21条

1. 総会

- (5) 臨時総会は役員会が必要と認めたとき、又は会員の10分の1以上の要求があったとき開催する。
- (6) 総会は、書面又は電磁的方法により議決することができる。

2. 役員会

3. 運営委員会 削除

4. 全体委員会 削除

3. 学年集会…学年集会は保護者と教師が学年単位に話し合える会とする。

6. 学年委員長会 削除

4. 学級集会…学級集会は保護者と教師が話し合える会とする

8. 学級委員会 削除

9. 対策委員会 削除

第22条 会議はすべて会長がこれを招集する。

第23条

第9章 附則

第24条 この規約は、総会出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。改正案は総会開催の少なくとも1週間前に全会員に知らせておかなければならない。

【現 行】

知らせておかなければならぬ。

第26条 この会の運営に関し、必要な細則は、この規約に反しない限り
全体委員会の議決を経て定める。

運営委員会は細則を判定又は改廃した場合は、その結果を次期総会で報告しなければならない。

第27条 この規約は令和7年4月1日から改正実施する。

第11章 個人情報の取り扱いについて

第28条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用・管理については、江戸川区立平井南小学校P.T.A個人情報保護規定に定め、運用するものとする。

※（令和3年11月改正）

糸田 貝り

第1章 第1条 役員、会計監査委員の立候補期間は臨時総会の2週間前までとする。

第2章 第2条 役員、会計監査委員に欠員が生じたときは、運営委員会で選定し、全体委員会に報告し承認を得る。任期は前任者の残任期間とする。

第3章 第3条 顧問は歴代の会長、副会長とする。

第4条 顧問は必要に応じ顧問会を設置することができる。

第4章 第5条 (1)女性本部役員の経験者(但し 2年以上連續で務めた者)は退任後、学年部長・学年副部長・各部部長・副部長・委員長・副委員長・クラス役員・専門部員として運営委員会の一員になることは出来ない。但し、本部役員経験者本人が了承した場合は学年部長・学年副部長・各部部長・副部長・委員長・副委員長・クラス役員に選出されてもかまわない。

(2)男性本部役員について、その配偶者は本部役員・クラス役員・専門部員になることは出来ない。但し、本人が希望した場合は本部役員・クラス役員・専門部員に選出されてもかまわない。

* 1 本部役員在任期間中に在学する児童2名までに適応とする。

* 2 本部役員在任期間中に在学中の3名以降の児童、及び退任後に入学した児童については適応されない。

* 3 本部役員任期を2年間務めた役員経験者に適応とする。
※（平成29年3月改正）

第6条 本部役員は任期一年分を児童1人のクラス役員1年分相当とする。

【変 更 案】

第25条 この会の運営に関し、必要な細則は、この規約に反しない限り
総会の議決を経て定める。

役員会は細則を判定又は改廃した場合は、その結果を次期総会で報告しなければならない。

第26条 この規約は令和8年4月1日から改正実施する。

第10章 個人情報の取り扱いについて

第27条

糸田 貝り

第2章 第2条 役員、会計監査委員に欠員が生じたときは、役員会で選定し、総会に報告し承認を得る。任期は前任者の残任期間とする。

第3条 役員は、その実務が困難な場合には、その配偶者またはこれに代わる者を充てることができる。

第3章 第4条 以下条文繰り下げ
第5条

第4章 削除